



2024 年 6 月 4 日
早稲田大学大学院日本語教育研究科

2025 年度以降の科目等履修生（外国人留学生）の受け入れについて

大学院日本語教育研究科では、2025 年度以降の科目等履修生（外国人留学生）の受け入れについて、下記のとおりいたします。

記

(～2024 年度)

本研究科の科目等履修生(外国人留学生)は、当研究科設置科目の履修(半期 3 科目まで)に加え、本学日本語教育研究センター設置科目を履修し、所定の要件（週 10 時間以上の履修）を満たした場合に、在留資格「留学」の在留資格申請（延長申請を含む）を行うことができる。



(2025 年度～)

外国人留学生が本研究科の科目等履修生として入学を希望する場合、日本に長期に滞在できる在留資格を既に有しているか、入学までにそれらの在留資格を自身で取得可能な場合に限ることとする。なお、**本研究科科目等履修生に許可される当研究科設置科目(半期 3 科目まで)の履修では、「留学」の在留資格申請（延長申請を含む）を行うことはできない**（本学日本語教育研究センター設置科目の履修と合わせて「留学」の在留資格を得るための所定の要件（週 10 時間以上の履修）を満たすことはできない）。

【補足】

- **2025 年度以降、本研究科の科目等履修生は在留資格「留学」（いわゆる留学ビザ）を取得することはできません。**よって、「留学」の在留資格認定証明書の代理申請は行いません。
- 出願時に在留カード等にて適切な在留資格を有しているか確認いたします。2025 年度以降、日本に長期に滞在できる在留資格を有していない、もしくは有する見込みのない方は出願を受け付けることができません。
- 「短期滞在」(いわゆる観光ビザ等)の在留資格では本研究科の科目等履修生として在籍することはできません。
- 本学以外の教育機関等で「留学」の在留資格を取得する場合、本研究科科目等履修生として入学することができます。ただし、**当該教育機関の在籍期間と在留期限のいずれもが本研究科科目等履修生としての在籍予定期間を超える場合に限り**ます（当該教育機関にて本研究科の科目等履修生との二重学籍が認められるかどうかは当該教育機関にお尋ねください）。なお出願時に当該教育機関の在籍予定期間を証明する書類の提出を求めます。
- 2024 年度に在籍し、2025 年度に引き続き継続予定の科目等履修生（外国人留学生）にも 2025 年度から上記のルールが適用されます。そのため、2024 年度在籍者であっても 2025 年度以降は自身で適切な在留資格が取得できない限り、科目等履修生を継続することはできません。

以上